

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により、東部農林振興事務所長から次のとおり公共測量を実施することに  
ついて通知がありました。

令和四年十一月一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（確定測量図作成）
- 二 測量の地域 宇陀郡曽爾村掛地内
- 三 測量の期間 令和四年四月一日から同年十一月三十日まで